

胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、地域コミュニティの維持・活性化を図るため、胎内市合併振興基金条例（平成17年条例第279号）に基づく合併振興基金を活用し、自治会等が当該地域の維持・活性化を図るために主体的に実施する事業に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象となる団体は、市内の各行政区（胎内市区長に関する規則（平成17年規則第7号）第2条に規定する市長が定める区域をいう。以下同じ。）を活動区域とする自治会等（以下「自治会等」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表のとおりとする。

（補助対象外事業）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象としない。

- (1) 宗教活動や政治活動に関するもの
- (2) 自治会等の構成員に現金又は商品券等の金券類を給付するもの

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために直接必要となる経費とする。ただし、補助対象事業において飲食等を伴うときは、当該飲食費については、事業費の総額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り切り捨てるものとする。）を上限とする。

（補助金の額）

第6条 この補助金の額は、補助対象経費から他の補助金その他補助対象事業の実施により得られる収入を控除した額とする。ただし、次に掲げる区分に応じ当該各号に定

める額の合計額を上限とする。

(1) 均等割 次のアからウまでの区分に応じて当該アからウまでに定める額

ア 申請年度の前年度の3月1日現在における当該自治会等の世帯数（以下「世帯数」という。）が50世帯以上の場合 5万円

イ 世帯数が30世帯以上50世帯未満の場合 8万円

ウ 世帯数が30世帯未満の場合 10万円

(2) 世帯割 世帯数に1,000円を乗じて得た額

2 この補助金は、1年度当たり1回に限り交付できるものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする自治会等は、胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) この補助金以外に他の補助金等の交付を受ける場合は、当該他の補助金等の交付決定通知書の写し又は当該他の補助金等の交付内容が分かる書類（市の補助金の場合を除く。）

(3) 別表(4)の項に掲げる事業（以下「基金積立事業」という。）を実施する場合は、基金積立事業に係る確認・誓約書（様式第3号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(変更申請)

第8条 規則第13条第1項に規定する軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

(1) 補助事業の目的の変更がなく、かつ、交付申請額が増額とならない場合

(2) その他やむを得ない事情等により市長が特別に認めた場合

(実績報告)

第9条 この補助金の交付決定を受けた自治会等は、補助事業が完了したときは、胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又はこの補助金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績（様式第5号）
 - (2) 補助事業の完了を証する写真
 - (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (4) 基金積立事業を実施した場合は、当該基金に係る預金通帳の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （基金積立事業の基準）

第10条 基金積立事業を実施する場合は、次に掲げる事項について、遵守しなければならない。

- (1) 基金は、地域コミュニティの維持・活性化を図るための事業の財源に充てることを基本とすること。
 - (2) 基金に属する現金は、他の会計と明確に区分し、金融機関への預金により保管すること。
 - (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入すること。
 - (4) 基金を活用した事業（以下「基金活用事業」という。）を実施した場合は、胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）基金活用事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、当該基金活用事業を実施した年度の3月31日までに、市長へ報告すること。
 - ア 基金活用事業実績（様式第7号）
 - イ 基金活用事業の完了を証する写真
 - ウ 基金活用事業の実施に要する経費に係る領収書の写し
 - エ 当該基金に係る預金通帳の写し
 - オ その他市長が必要と認める書類
 - (5) 基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の運用状況について預金通帳の写しの提出により市長へ報告すること。
 - (6) 基金の運用に当たり、疑義が生じた場合は、市と協議すること。
 - (7) 前各号に掲げる事項について、正当な理由なく違反した場合は、本補助金を返還すること。
- （交付の時期）

第11条 この補助金の交付は、原則として補助事業の完了後とする。ただし、補助事業

の遂行のために完了前の交付が必要であると認められる場合は、その所要額につき概算払することができるものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効等)

2 この告示は、令和 17 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続又は改正については、その時点までに、この補助金の効果を検証し、社会情勢等を勘案した上で判断するものとする。

3 この告示の失効前に基金積立事業を実施した場合における第 10 条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

対象事業	具体的な経費の例
(1) 地域内外の交流を促進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多世代交流のために、地域内で花見会、納涼祭等を開催するための経費（飲食費用は事業費の総額の3分の1を上限） ・ 地域内の子育て世代の交流のために、子供会の行事や旅行に要する費用に対し補助するための経費 ・ 地域内の子どもの遊び場を確保するため、地域内の公園等に遊具を設置したり、室内の遊び場を設置するための経費 ・ 地域に文化芸術活動等（ものづくりワークショップ、読み聞かせ・紙芝居、伝統芸能、料理、ヨガ・体操等）の講師を招き、交流を促進するための経費 ・ 地域外の方々との交流のために、農作業体験、そば打ち体験などのイベントを開催するための経費 ・ 地域の行事に学生等を招き、交流事業を実施するための経費 ・ 地域内の環境整備のために、草刈り作業等の有償ボランティアを募集するための経費
(2) 地域の支え合い、助け合い活動の促進に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の高齢者等のために、支え合いによる買い物支援（買い物代行等）を実施するための経費 ・ 冬季の除雪作業を支え合いにより実施するための経費 ・ 地域内で、支え合いによりこども食堂や居場所を運営するための経費 ・ 子どもや高齢者等の見守り活動を実施するための経費 ・ 地域の防災力の強化のために、共助（地域コミュニティで共に支え合うことをいう。）の活動を推進するための経費（防災備蓄、防災意識の啓発など）
(3) 自治会等の運営上の課題解決に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護世帯又は80歳以上の高齢者世帯等の自治会費を減免するための経費 ・ 地域内で実施が困難になってきている、所有地の草刈りや側溝清掃を外部委託するための経費 ・ 集会所のバリアフリー化（スロープの設置、手すりの設置等）、エアコンの導入、トイレ改修等、集会所の利便性の向上を図る事業を実施するための経費
(4) 将来において地域の維持・活性化を図るための事業を実施するために基金を設置し、積立てを行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会所の建設のための基金積立金 ・ 集会所の耐震改修のための基金積立金 ・ 計画的なゴミステーションの設置・更新のための基金積立金 ・ 集会所の利便性の向上のために、エアコンを購入するための基金積立金 ・ 地域活性化イベント等を実施するための基金積立金
(5) その他当該地域の維持・活性化を図るために必要と認められる事業	

備考 この表に掲げる対象事業を複合的に実施することも可とする。

年 月 日

（あて先）胎内市長

自治会等の名称

代表者氏名

胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）交付申請書

下記のとおり胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）の交付を受けたいので、胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 補助事業の内容 | 事業計画書（様式第 2 号）のとおり |
| 2 補助対象経費 | 円 |
| 3 交付申請額 | 円 |
| 4 着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 5 完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 6 添付資料 | |

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 本補助金以外に他の補助金等の交付を受ける場合は、当該他の補助金等の交付決定通知書の写し又は当該他の補助金等の交付内容が分かる書類（市の補助金等の場合を除く。）

(3) 基金積立事業を実施する場合は、基金積立事業に係る確認・誓約書（様式第 3 号）

(4) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

自治会等の名称

世帯数

（申請年度の前年度の3月1日現在）

1 事業の目的・内容

2 期待される効果

3 事業収支計画

（収入）

単位：円

項目	金額	内訳
当該補助金		
計		

（支出）

単位：円

項目	金額	内訳
計		

基金積立事業に係る確認・誓約書

胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）を活用して基金積立事業を実施するに当たり、下記の事項について確認・誓約します。

自治会等の名称

代表者氏名

（自署）

記

- (1) 基金は、以下に記載する事業の財源に充てることを基本とし、内容に変更がある場合は、市に協議します。
- (2) 基金に属する現金は、他の会計と明確に区分し、金融機関への預金により保管します。
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入します。
- (4) 基金を活用して事業を実施した場合は、胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）基金活用事業実績報告書（様式第6号）により、当該事業を実施した年度の3月31日までに、胎内市長へ報告します。
- (5) 基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の運用状況について通帳の写しにより胎内市長へ報告します。
- (6) 基金の運用に当たり、疑義が生じた場合は、胎内市と協議します。
- (7) (1)～(6)に掲げる事項について、正当な理由なく違反した場合は、本補助金を返還します。

【基金活用事業内容】

実施予定年度	事業の目的・内容

様式第4号（第9条関係）

（あて先）胎内市長

自治会等の名称

代表者氏名

胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた（ 年 月 日付け 第 号で変更交付決定を受けた）補助事業が完了したので、胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）交付要綱第9条の規定により、実績を報告します。

- 1 補助事業の実績 事業実績（様式第5号）のとおり
- 2 補助対象経費 円
- 3 交付決定額 円
- 4 補助金交付（見込み）額 円
- 5 完了年月日 年 月 日
- 6 添付書類

- (1) 事業実績（様式第5号）
- (2) 補助事業の完了を証する写真
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 基金積立事業を実施した場合は、当該基金に係る預金通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業実績

自治会等の名称

1 事業の目的・実施内容

2 効果

3 事業収支決算

(収 入)

単位：円

項 目	金 額	内 訳
当該補助金（見込み）		
計		

(支 出)

単位：円

項 目	金 額	内 訳
計		

様式第 6 号（第 10 条関係）

（あて先）胎内市長

自治会等の名称

代表者氏名

胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）基金活用事業実績報告書

胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）により設置した基金を活用して事業を実施したので、胎内市合併振興基金活用事業補助金（自治会活動応援型）交付要綱第 10 条の規定により、実績を報告します。

- 1 基金活用事業の実績 基金活用事業実績（様式第 7 号）のとおり
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 基金活用事業実績（様式第 7 号）
 - (2) 基金活用事業の完了を証する写真
 - (3) 基金活用事業の実施に要する経費に係る領収書の写し
 - (4) 当該基金に係る預金通帳の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

基金活用事業実績

自治会等の名称

1 基金活用事業の実施内容

2 効果

3 事業収支決算

(収 入)

単位：円

項 目	金 額	内 訳
基金繰入金		
計		

(支 出)

単位：円

項 目	金 額	内 訳
計		

4 事業実施後の基金残高

円